

【離婚】 知っていると便利

- 1 離婚届を6ヶ月前に書いてもらっているの、その離婚届けを役場に提出してもよいのでしょうか。

離婚は、離婚届提出時に相手方に離婚の意思がなければ提出した離婚届は無効となります。したがって、6ヶ月前に書いてもらった離婚届を提出するのであれば、相手方に提出前に離婚届を提出する旨を連絡しておく必要があります。

- 2 私は離婚したいのですが、相手方が離婚に応じてくれません。これ以上相手方と交渉したくありません。どうしたらよいのでしょうか。

相手方と交渉したくない場合には、弁護士に依頼して交渉するのがよいと思います。

- 3 離婚するときを考えておくべきことはどのようなことですか。

離婚するときには、次のようないろんなことを考えなくてはなりません。離婚するには、子どもの親権、離婚するまでの婚姻費用の支払、財産分与の請求、慰謝料の請求、住宅ローンの支払、婚姻中に建てた家にどちらが住むか、離婚後の子どもの養育費・税金などいろんなことについて話し合いを行う必要があります。可能であれば弁護士に依頼して交渉をやってもらうのがよいと思います。

- 4 相手方が離婚に応じない場合どうしたらよいのでしょうか。

離婚は、相手方が応じてくれれば、協議離婚が成立し役場に離婚届を提出すれば離婚できますが、相手方が離婚に応じない場合には、まず、家庭裁判所に離婚調停の申立をする必要があります（調停前置主義）。そして、調停でも離婚できない場合には、家庭裁判所に訴訟を提起して離婚判決を求めることになります。



調停でも相手方が離婚に応じないことが明らかな場合には、できるだけ早い時期から（調停前から）弁護士に依頼して事情を話して、交渉、調停、訴訟等やってもらった方がいいと思います。弁護士も事情を十分理解して交渉、調停、訴訟に望むことができ、依頼者によりよいアドバイスができると思います。

